

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 小児がん診療に関する取組に関して情報共有及び意見交換
- 二 小児がん地域計画書の策定等に関する事
- 三 小児がん連携病院の指定等に関する事
- 四 その他関東甲信越地域における小児がん診療に関する事

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる医療機関等によって構成する。

- 一 別紙医療機関
 - 二 関東甲信越地域に所在する都県
- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 協議会の会長は、小児がん拠点病院の中から選出する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の議長は、会長とする。
- 3 会長は、必要に応じて厚生労働省健康局職員の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第5条 協議会の定める各部会を置く。

- 2 部会長は、部会の運営を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。
- 3 部会の運営に必要な事項については、別に定める。
- 4 部会については別紙のとおりとする。

(協議会幹事)

第6条 協議会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国立成育医療研究センターとする。

- 2 事務局は、協議会の事務を処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会 構成医療機関

都県名	医療機関名	区分
茨城	茨城県立こども病院	○
	筑波大学附属病院	○
栃木	獨協医科大学病院	○
	自治医科大学附属病院	○
群馬	群馬県立小児医療センター	○
	群馬大学医学部附属病院	○
埼玉	埼玉県立小児医療センター	●
	埼玉医科大学国際医療センター	○
	防衛医科大学校病院	○
	さいたま市立病院	○
千葉	千葉大学医学部附属病院	○
	成田赤十字病院	○
	日本医科大学千葉北総病院	○
	千葉県こども病院	○
	千葉県がんセンター	○
	帝京大学ちば総合医療センター	○
	QST 病院	○
東京	日本大学医学部附属板橋病院	○
	帝京大学医学部附属病院	○
	東京医科歯科大学医学部附属病院	○
	東京大学医学部附属病院	○
	東京都立小児総合医療センター	●
	東京慈恵会医科大学附属病院	○
	日本医科大学付属病院	○
	慶應義塾大学病院	○
	東邦大学医療センター大森病院	○
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	○
	国立成育医療研究センター	●
	聖路加国際病院	○
	国立がん研究センター中央病院	○
	杏林大学医学部附属病院	○
	東京女子医科大学病院	
	伊藤病院	○
国立国際医療研究センター病院	○	
東京都立多摩総合医療センター	○	

都県名	医療機関名	区分
神奈川	横浜市立大学附属病院	○
	東海大学医学部附属病院	○
	神奈川県立こども医療センター	●
	聖マリアンナ医科大学病院	○
	北里大学病院	○
	済生会横浜市南部病院	○
山梨	山梨大学医学部附属病院	○
長野	信州大学医学部附属病院	○
	長野県立こども病院	○
	相澤病院	○
新潟	新潟大学医歯学総合病院	○
	新潟県立がんセンター新潟病院	○

● 小児がん拠点病院

○ 小児がん連携病院

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会 部会一覧

部会名
脳神経腫瘍部会
相談支援部会

訂正内容

項目	旧	新	日付
(部会の設置) 第5条	協議会に脳神経部会を置く。	協議会の定める各部会を置く。	令和3年 9月3日
(部会の設置) 第5条 2	部会の長は、部会の事務を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。	部会の長は、部会の運営を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。	同上
附 則 (施行期日)	(追加)	この規程は、令和3年9月3日から施行する。	同上

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会脳神経腫瘍部会細則

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程第5条第1項に基づき、脳神経腫瘍部会細則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この細則は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会脳神経腫瘍部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 小児脳神経腫瘍診療に関する取組に関して情報共有及び意見交換
- 二 その他関東甲信越地域における小児脳神経腫瘍診療に関すること

(部会の構成)

第3条 部会は、協議会の構成施設となる医療機関等に準じて構成する。

- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。
- 4 部会長の任期は3年とする。再任を可とする。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会の議長は、部会長とする。
- 3 部会長は、必要に応じて厚生労働省健康局職員の出席を求めることができる。

(部会幹事)

第5条 部会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国立成育医療研究センター小児がんセンター脳神経腫瘍科とする。

- 2 事務局は、部会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

訂正内容

項目	旧	新	日付
(部会の設置) 第3条	部会は、別紙に掲げる医療機関等によって構成する。	部会は、協議会の構成施設となる医療機関等に準じて構成する。	令和3年 9月3日
第3条 2	部会の長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が指名する。	部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。	同上
第3条 4	(追加)	部会長の任期は2年とする。ただし再任は1回とする。	同上
(部会の開催) 第4条	部会は、会長が必要に応じ招集する。	部会は、部会長が必要に応じ招集する。	同上
第4条 2	部会の議長は、会長とする	部会の議長は、部会長とする。	同上
附 則 (施行期日)	(追加)	この規程は、令和3年9月3日から施行する。	同上

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会相談支援部会細則

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程第5条第1項に基づき、相談支援部会細則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この細則は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会相談支援部会(以下「部会」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 部会は、関東甲信越地域における次の各号に掲げる事項について、情報を共有・検討する。

- 一 地域単位、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みの現状把握と分析、情報共有に関すること
- 二 相談支援体制機能の強化と向上を果たす上で必要となるブロックの体制整備
- 三 小児がん患者家族の支援に関連した施策・制度面の改善等を整理し、協議会を通じて発信できるような小児がん拠点病院連絡協議会への提言に向けた素案の作成

(部会の構成)

第3条 部会は、協議会の構成施設に掲げる医療機関等に準じて構成する。

- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。
- 4 部会員の構成は小児がん拠点病院及び小児がん連携病院において相談支援に携わる者とする。
- 5 部会長の任期は2年とする。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会の議長は、部会長とする。
- 3 部会長は、必要に応じて審議事項に関係ある者に出席を求めることができる。

(部会幹事)

第5条 部会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国立成育医療研究センター関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会事務局とする。

- 2 事務局は、部会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。